

定款中の変更しようとする箇所を記載した書面

新 条 文	旧 条 文
<p>(役員の定数等)</p> <p>第 25 条 役員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>10</u>人以上<u>12</u>人以内</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p>2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p>	<p>(役員の定数等)</p> <p>第 25 条 役員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 <u>8</u>人以上<u>10</u>人以内</p> <p>(2) 監事 1人又は2人</p> <p>2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この定款変更は、〔所管行政庁の長〕の認可の日から施行する。</u></p>	